

非正規ワーカー待遇改善法の制定を求める意見書(案)

わが国の非正規雇用者はこの20年で約1.5倍増加し、2101万人に達している。非正規雇用者は、賃金は正規雇用の67%にとどまる上にボーナスや各種手当の不支給などの格差もあり、年収200万円以下のワーキングプア(働く貧困層)を形成している。非正規雇用の増加が低賃金構造を拡大し、日本を「賃金の上がない国」にし、経済の長期停滞の大きな原因となっている。また、非正規雇用の7割が女性であり、男女賃金格差の大きな要因になっており、ジェンダー平等を阻害している。

その大きな要因が、非正規雇用の正規雇用への転換や非正規雇用者を保護する施策が不十分なことである。その結果、正規と非正規の格差が拡大し、非正規雇用者は無権利状態に置かれたままで、雇い止めも横行している。

EU(欧州連合)では、非正規雇用が増加したが、「同一価値労働同一賃金」、「均等待遇」などの労働者保護を進め、待遇改善と格差の是正を図っている。韓国でも、2000年代以降、政治主導で待遇改善を進め、非正規から正規への転換も推進している。日本の非正規雇用者は先進国の中でも劣悪な労働環境に置かれており、その改善が急務である。

よって政府および国会は、不当な雇い止め・解雇の禁止、非正規ワーカーへの差別・格差の解消、非正規雇用の待遇改善によるジェンダー平等の推進、国・自治体による率先した非正規雇用の待遇改善等を内容とする「非正規ワーカー待遇改善法」を制定することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日

摂津市議会

(日本共産党提出)